



池田総合特許法律事務所 ニュースレター

平成28年3・4月 第12号

～ごあいさつ～

本年1月より上杉謙二郎弁護士がパートナーに就任し、池田伸之、池田桂子、上杉謙二郎の3名で、池田総合特許法律事務所を共同経営することとなりましたことをご報告申し上げます。

上杉弁護士は、弁護士登録5年目に至り、その豊富な法律知識と事案の的確な把握・判断能力に優れ、事務所の中心的な戦力となっております。今後は、更なる事務所の発展のために尽力し、皆様方のご要望にお応えできるものと確信しております。

新体制となった当事務所では、共同して、それぞれの得意分野、特性を生かし、企業、市民に身近な法律特許事務所として、今後とも精進して参ります。

今後ともご指導ご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【池田伸之、池田桂子、上杉謙二郎】

私こと、平成23年12月の弁護士登録以来、池田総合特許法律事務所において弁護士業務に務めて参りましたが、この度、当事務所のパートナーに就任いたしました。

これまで池田伸之、池田桂子両先生のご指導のもと、依頼者や周囲の皆様を支えられて、業務に邁進してまいりました。未熟の身ではございますが、今後は、より一層の責任感を持って、充実した法的サービスを提供できるように、日々研鑽に努める所存です。

業務においては、一つ一つの案件に丁寧に取り組む気持ちを忘れずに、これまで注力してきた高齢者や介護の分野に加え、知的財産や企業法務などの分野についても専門性を高めて参りたいと考えております。

今後とも、皆様の変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

【上杉謙二郎】



～セミナーから学んだポイント～

2月16日に「賢い消費者セミナー～土地・建物購入のチェックポイント」を行いました。

講師は、構造設計一級建築士、一級建築士、マンション管理士等で活躍され、愛知建築士会の副会長をなさっている柳澤講次先生でした。低金利で不動産の購入にも弾みがつきそうな今、賢い買い物をしたいものです。

最近では、宅地造成の技術も進んでいますが、本来、岩盤の固い地域は限りがあります。階段状の分譲地では、崖の高さの2倍の距離を崖より離して建物を建てる必要があります。中古のマンションを買われる時には、耐震性の問題があり昭和56年以前の建物か否かが重要なポイントです。パンフレットに記載されている情報には限りがありますので、現地まで足を運ばれることに損はありません。不動産の状況の他、近隣関係のチェックも併せて行いましょう。そのようなアドバイスを頂きました。

当事務所では、今後とも、皆様に役立つセミナーを企画します。

近々、「事業承継の一手法としてのM&A」に関するセミナーを開催予定です。また、ご案内します。

さらに7月14日にはウインク愛知で「介護関係法律セミナー（仮題）」を開催予定です。詳細は、追って当事務所のホームページにてご連絡致します。

ご希望のセミナーがございましたら、企画の参考にさせていただきますので、ご意見をお寄せ下さい。

相談予約方法

下記電話番号にてご予約ください。お気軽にご相談ください。

3・4月も無料相談会を行っています。

日程については、お電話にてお尋ね下さい。

☎ 052-684-6290

予約受付時間9:00AM～5:30PM
ikedalawpatent@par.odn.ne.jp

養育費、やっぱり請求したい！～離婚後の養育費請求～



未成年の子どもがいる夫婦が離婚する場合、養育費というものは、非常に関心の高いものです。いくら支払ってもらえるのか、ちゃんと支払ってもらえるのか、不払いになってしまった時はどうすればいいのか、など気になることは色々あると思います。



大事な子どもさんの今後に関わることで、離婚する際にきちんと夫婦間で取り決めをしてほしいものです。しかし中には、離婚する際に、理由は様々でしょうが、感情的にもうあの人とは関わりたくない、連絡も取りたくないからと思って、養育費をいらないと言ってしまふ人もいます。また、例えば、離婚に際し、不貞をした妻が親権を持つが、慰謝料を支払わない代わりに養育費もなしとするなど経済的な状況に鑑みて取り決めをしないケースも見聞きます。

では、離婚時には養育費をもらわないとした場合でも、後々改めて請求することは出来るのでしょうか。

この問題については、ケースによって説明が異なるということになります。まず、単純に離婚時に取り決めをしなかったという場合には、それによって請求権が消滅するわけではないので、改めて請求を行うことは当然可能です。

他方で、離婚時の条件として、養育費はもらわないと合意した場合は、どうでしょうか。そもそも、養育費の請求権は、子どもが有する扶養請求権を根拠としていますので、親権者であっても、この子どもの権利を勝手に処分することは出来ず、請求権を放棄する合意は無効と考えられます。

また、父母間での扶養に関する負担割合を定めた合意（父の負担をゼロとする）をしたと解する余地はあ



りますが、この場合でも、子自身が拘束されるものではないため、扶養の必要がある限り、子どもからの請求を妨げるものではないと考えることは出来ます（参考裁判例：札幌高決昭和43・12・19家月21巻4号139頁）。

しかし、様々な離婚に関する条件や事情を考慮した上で養育費の請求をしないと合意することも多く、そうした事情を一切無視して、後々養育費の請求が可能であるとするのは、いささか実情にそぐわないと言えます。そのため、裁判例においても、父母間の養育費不請求の合意を有効と考えた上で、その合意の妥当性を検討するものが現れてきています。簡単に説明すると、①父母の合意内容が著しく子に不利益で、子の福祉を害する特段の事情がある場合、②合意後に事情の変更があり、合意内容を維持することが公平に反するような場合、には養育費の請求が可能としています。（参考裁判例：大阪家審平成元・9・21家月42巻2号188頁、宇都宮家審昭和50・8・29家月28巻9号58頁）例えば、合意した時点と、父母の経済状態が全く逆転してしまった場合などが、事情変更の例として考えられます。

このように、近時の裁判例の状況を考慮すると、そもそも合意をしていなかった場合はともかく、確実に離婚後の養育費の請求が認められるわけではないですので、安易に養育費をもらわないとの合意をすることは、避けるべきと言えます。（上杉謙二郎）